

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第32号）（議員立法）

資料10

目的

- 自殺対策基本法の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

内容

（1）指定調査研究等法人の指定（第4条～第16条）

- 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調査研究等業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

※業務内容

- ①調査研究及び検証、その成果の提供、その成果の活用の促進
- ②調査研究及び検証に対する助成
- ③先進的な取組等の情報の収集、整理及び提供
- ④地方公共団体に対する助言その他の援助
- ⑤地方公共団体の職員等に対する研修 等

- 国は、予算の範囲内で、指定調査研究等法人に対し、交付金を交付することができる。
- 指定調査研究等法人の役職員等の守秘義務、指定調査研究等法人に対する国の監督等を規定。

（2）その他

- 調査研究及びその成果の活用等の基本方針（第2条）
地域の実情を反映した実践的・効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること、調査研究の水準の向上や国際連携の確保・国際協力の推進に努めること等の基本方針に基づき行う。
- 調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備（第3条）
国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人その他の関係者との連携協力体制の整備等の措置を講ずる。

施行期日

- 公布の日から起算して3月を経過した日（令和元年9月12日）

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

(調査研究及びその成果の活用等の基本方針)

第二条 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第十五条第一項の規定により行われる自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用並びに自殺対策についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供（以下「調査研究及びその成果の活用等」という。）は、次に掲げる基本方針に基づき、行われるものとする。

- 一 自殺対策が生きることの包括的な支援として行われるべきものであることに鑑み、これを必要とする者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられることができるようになることを目指し、国及び地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、総合的かつ確実に推進されること。
- 二 地域の状況に応じた自殺対策の在り方に関する調査研究が計画的かつ継続的に行われ、その成果が各地方公共団体において適切に活用されるとともに、それぞれの地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること。
- 三 自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること。
- 四 国の関係行政機関、地方公共団体、指定調査研究等法人（第四条第一項に規定する指定調査研究等法人をいう。次条において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下、円滑かつ効果的に実施されること。
- 五 自殺対策の実施の状況及びその効果に関する総合的かつ定期的な検証が行われ、自殺対策の策定及び実施に当たりその結果の適切な活用が図られること。

六 個人情報保護について適正な配慮がなされること。

七 調査研究が最新の科学的な知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるとともに、調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に努めること。

(調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備)

第三条 国は、前条に定める基本方針（次項及び第八条第二項において「基本方針」という。）に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、次条第一項の規定による指定調査研究等法人の指定のほか、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備

二 地方公共団体、指定調査研究等法人、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者との連携協力体制の整備

三 調査研究及びその成果の活用等における個人情報の適正な取扱いの確保のための措置

四 調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進のための措置

五 地方公共団体が次項の規定により講ずる措置に対する支援

2 地方公共団体は、基本方針に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究及びその成果の活用等を行うための拠点の整備、指定調査研究等法人、他の地方公共団体その他の関係者との連携協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定調査研究等法人の指定等)

第四条 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「調査研究等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定調査研究等法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない

い。

(指定調査研究等法人の業務)

第五条 指定調査研究等法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること。
- 二 前号に規定する調査研究及び検証を行う者に対して助成を行うこと。
- 三 自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、助言その他の援助を行うこと。
- 五 自殺対策について、地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間の団体の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(地方公共団体との連携)

第六条 指定調査研究等法人は、地方公共団体の自殺対策に係る調査研究等業務を行うに当たっては、その円滑かつ効果的な実施を図るため、地方公共団体との連携に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第七条 指定調査研究等法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、調査研究等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事業計画等)

第八条 指定調査研究等法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本方針に基づき、かつ、自殺総合対策大綱（自殺対策基本法第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。）の内容を踏まえて定めなければならない。

3 指定調査研究等法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第九条 厚生労働大臣は、調査研究等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定調査研究等法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人の調査研究等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定調査研究等法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取

り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報提供その他の配慮)

第十二条 国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人に対して、調査研究等業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(交付金)

第十三条 国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第十四条 第四条から前条までに定めるもののほか、指定調査研究等法人に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第十五条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定調査研究等法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

2 指定調査研究等法人の役員又は職員が指定調査研究等法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定調査研究等法人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、当該調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、自殺対策基本法の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とすること。

(第一条関係)

第二 調査研究及びその成果の活用等の基本方針

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第十五条第一項の規定により行われる自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用並びに自殺対策についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供（以下「調査研究及びその成果の活用等」という。）は、次に掲げる基本方針に基づき、行われるものとする。

- ① 自殺対策が生きることの包括的な支援として行われるべきものであることに鑑み、これを必要とする者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けることができるようになることを目指し、国及び地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、総合的かつ確実に推進されること。
- ② 地域の状況に応じた自殺対策の在り方に関する調査研究が計画的かつ継続的に行われ、その成果が各地方公共団体において適切に活用されるとともに、それぞれの地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること。
- ③ 自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること。
- ④ 国の関係行政機関、地方公共団体、指定調査研究等法人、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下、円滑かつ効果的に実施されること。
- ⑤ 自殺対策の実施の状況及びその効果に関する総合的かつ定期的な検証が行われ、自殺対策の策定及び実施に当たりその結果の適切な活用が図られること。
- ⑥ 個人情報保護について適正な配慮がなされること。

- ⑦ 調査研究が最新の科学的な知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるとともに、調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に努めること。

(第二条関係)

第三 調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備

- 1 国は、第二の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、指定調査研究等法人の指定のほか、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ① 指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備
 - ② 地方公共団体、指定調査研究等法人、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者との連携協力体制の整備
 - ③ 調査研究及びその成果の活用等における個人情報 の適正な取扱いの確保のための措置
 - ④ 調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進のための措置
 - ⑤ 地方公共団体が2により講ずる措置に対する支援

(第三条第一項関係)

- 2 地方公共団体は、基本方針に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究及びその成果の活用等を行うための拠点の整備、指定調査研究等法人、他の地方公共団体その他の関係者との連携協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(第三条第二項関係)

第四 指定調査研究等法人

一 指定

厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、二の業務（以下「調査研究等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。

(第四条第一項関係)

二 業務

指定調査研究等法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、

自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること。

② ①に規定する調査研究及び検証を行う者に対して助成を行うこと。

③ 自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うこと。

④ 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、助言その他の援助を行うこと。

⑤ 自殺対策について、地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間の団体の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。

⑥ ①から⑤までの業務に附帯する業務を行うこと。

(第五条関係)

三 地方公共団体との連携

指定調査研究等法人は、地方公共団体の自殺対策に係る調査研究等業務を行うに当たっては、その円滑かつ効果的な実施を図るため、地方公共団体との連携に努めるものとする。 (第六条関係)

四 秘密保持義務

指定調査研究等法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、調査研究等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。 (第七条関係)

五 監督等

指定調査研究等法人について、事業計画等、報告及び立入検査、改善命令並びに指定の取消しに関する規定を設けるものとする。 (第八条から第十一条まで関係)

六 情報提供その他の配慮

国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人に対して、調査研究等業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。 (第十二条関係)

七 交付金

国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 (第十三条関係)

第五 罰則

第四の四に違反して秘密を漏らした者に対する罰則その他所要の罰則を設けること。

(第十五条及び第十六条関係)

第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行すること。

(附則関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案参照条文

○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（抄）

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

○厚生労働省令第四十号

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律（令和元年法律第三十二号）第八条第一項及び第三項並びに第十四条の規定に基づき、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律施行規則を次のように定める。

令和元年九月五日

厚生労働大臣 根本 匠

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法

律施行規則

（指定の申請）

第一条 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する

法律（令和元年法律第三十二号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による指定（以下単に「指定

」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければ

ならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 法第五条に規定する業務（以下「調査研究等業務」という。）を行おうとする主たる事務所の所在地

三 調査研究等業務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 役員の名簿及び履歴書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 組織及び運営に関する事項を記載した書類

六 調査研究等業務の実施に関する基本的な計画

七 調査研究等業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の基準)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から二年を経過しない者

二 法第十一条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある者

第三条 厚生労働大臣は、指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 営利を目的とするものでないこと。

二 調査研究等業務を行うことを当該法人の目的の一部としていること。

三 調査研究等業務を全国的に行う能力を有すること。

四 調査研究等業務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。

五 調査研究等業務の実施について利害関係を有しないこと。

六 調査研究等業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて調査研究等業務の運営が不公正になるおそれがないこと。

七 役員構成が調査研究等業務の公正な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

八 公平かつ適正な調査研究等業務を行うことができる手続を定めていること。

(名称等の変更の届出)

第四条 法第四条第一項に規定する指定調査研究等法人(次条第二項において「指定調査研究等法人」という。)は、同条第三項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 変更後の名称、住所又は調査研究等業務を行う主たる事務所の所在地

二 変更しようとする日

三 変更しようとする理由

(事業計画書等の提出)

第五条 法第八条第一項前段の事業計画書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日

の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）行わなければならない。

2 指定調査研究等法人は、前項の規定により提出した事業計画書又は収支予算書を変更しようとするときは、法第八条第一項後段の規定により、遅滞なく、変更しようとする事項及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 法第八条第三項の事業報告書及び収支決算書の提出は、毎事業年度終了後三月以内に行わなければならない。

（検査員証）

第六条 法第九条第一項の立入検査をする職員の身分を示す同条第二項の証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（令和元年九月十二日）から施行する。

表面

第 号	
身分証明書	
写 真	官職又は職名 氏 名 生 年 月 日
	上記の者は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第9条第1項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。
交付日 年 月 日 (年 月 日まで有効)	
厚生労働大臣 印	

裏面

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律抜粋

第九条 厚生労働大臣は、調査研究等業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定調査研究等法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定調査研究等法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

2 指定調査研究等法人の役員又は職員が指定調査研究等法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定調査研究等法人に対しても、同項の刑を科する。

(備考)規格は、縦 5.4cm×横 8.5cm とする。